

第 2

群馬県衛生環境研究所

目 次

概要

1	所在地.....	2 - 3
2	沿革.....	2 - 3
3	設置等根拠.....	2 - 3
4	業務概要.....	2 - 4
5	施設の概要.....	2 - 4
6	組織.....	2 - 5
7	平成16年度の主な事業内容.....	2 - 6
8	試験研究について.....	2 - 7
9	収入・支出の状況.....	2 - 8
10	全国の同種都道府県立試験研究機関の状況.....	2 - 10
11	衛生環境研究所の位置付けと特徴.....	2 - 11
12	国・都道府県・大学・民間等との役割分担.....	2 - 12

実地監査年月日

実地監査年月日.....		2 - 13
--------------	--	--------

監査結果

(入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか)

(平均落札率等の概要).....		2 - 13
(監査結果・指摘事項)		
1	試験検査器具類洗浄業務委託について.....	2 - 13
2	契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて.....	2 - 14
3	指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について.....	2 - 14
(意見)		
4	指名競争入札における指名人の固定化について.....	2 - 14
5	検査機器等購入審査委員会等の活用不足について.....	2 - 15
6	空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について.....	2 - 15
7	売買契約書における目的物品の記載について(共通).....	2 - 16
8	随意契約における見積書徴求業者の選定について.....	2 - 16

(施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか)

(施設設備及び備品の概要).....		2 - 17
(監査結果・指摘事項)		
9	備品の現品確認について(共通).....	2 - 17
10	必要がなくなった物品について(共通).....	2 - 18

(意見)

1 1	機器利用状況の把握について(共通)	2 - 19
1 2	他機関からの預かり資産について(共通)	2 - 21
1 3	火災共済付保状況について(共通)	2 - 21
1 4	薬品等の管理状況について(共通)	2 - 22

(利用者に適切な金額を負担させているか)

(意見)

1 5	受託研究における受託料の積算について(共通)	2 - 23
-----	------------------------	--------

(研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか)

	(課題設定・研究成果に関する評価等の現状)	2 - 24
--	-----------------------	--------

(試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか)

(意見)

1 6	中長期計画について(共通)	2 - 25
1 7	外部資金の導入について(共通)	2 - 25
1 8	評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)	2 - 26
1 9	人事面の施策について(共通)	2 - 26
2 0	研究職員の育成について(共通)	2 - 27
2 1	試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)	2 - 27
2 2	試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)	2 - 27
2 3	行政コスト計算書の活用について(共通)	2 - 27
2 4	研究課題別原価計算について(共通)	2 - 30
2 5	県立8試験研究機関の連携強化について(共通)	2 - 31
2 6	衛生環境研究所の今後のあり方について(共通)	2 - 33

群馬県衛生環境研究所

概要

1 所在地 前橋市上沖町 378 番地

2 沿革

- 明治11年 今日の県庁行政棟前にある群馬会館の位置に群馬県衛生所が建てられ、衛生関係試験検査業務を行う。
- 明治38年 旧庁舎の一隅に群馬県細菌検査所を設置
- 昭和3年 現在の県庁構内に庁舎を新築し、群馬県衛生試験所を設置
- 昭和23年4月 細菌検査所及び衛生試験所を統合して群馬県立衛生研究所を設置
- 昭和45年1月 前橋市岩神町に鉄筋コンクリート2階建（一部3階）を新築し、移転
- 昭和46年4月 群馬県公害研究センターを衛生研究所に併設
- 昭和47年5月 研究所2号棟を増築
- 昭和53年4月 衛生研究所と公害研究センターの統廃合を行い、施設の名称を群馬県衛生公害研究所に改称
- 平成4年4月 名称を群馬県衛生環境研究所（以下「衛生環境研究所」という。）に改める
- 平成11年4月 前橋市上沖町に新築移転、本館1階に展示学習ゾーンを設け県民に開放
- 平成12年2月 環境管理システムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得、環境負荷の低減に努めると共に、地球環境の保全につながる研究を推進することを「環境方針」として公表した
- 平成14年4月 感染症情報センターが県保健予防課から移管され、地方感染症情報センター機能を備える
- 平成15年2月 ISO14001の登録期限により終了
- 平成15年4月 衛生環境研究所の附置機関として「食品安全検査センター」を設置
- 平成16年4月 県立病院の中央研究所として位置付けられる。
「食品安全検査センター」を独立機関とする
- 平成16年8月 文部科学省科学研究費補助制度における研究機関に指定

3 設置等根拠

群馬県行政組織規則（昭和32年10月31日規則第71号）において、衛生環境研究所の業務内容を次のように規定している（平成17年3月31日現在）。

第九款 衛生環境研究所

（業務）

第四十二条 衛生環境研究所は、公衆衛生の向上及び環境の保全に資するため、次の業務を行う。

- 一 公衆衛生及び環境保全に係る調査研究に関すること。

- 二 公衆衛生及び環境保全に係る試験検査に関すること。
- 三 公衆衛生及び環境保全に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 四 公衆衛生及び環境保全に係る試験検査施設に対する技術協力並びに試験検査の業務に従事する職員の研修指導に関すること。

4 業務概要

公衆衛生及び生活環境の向上を図るため、衛生環境行政の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政部局と緊密なる連携のもとに、県民が健康で安心して生活できるように次の業務を実施している。

(1) 調査研究

ウイルス感染症発生動向調査に関する疫学調査、有害大気汚染物質の分布状況調査、環境ホルモンに関する研究、室内空気汚染防止に関する研究、健康危機管理体制の整備等の調査研究を実施し、必要な情報を提供している。

(2) 試験検査

食中毒・細菌、ウイルス等の微生物検査、飲料水・大気・水質の検査等を実施している。

(3) 研修指導

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(注)に基づく地域保健関係者に対する研修等を実施している。

(注)「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本的な指針」という。)は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的として策定されたものである(平成6年12月1日厚生省告示第374号)。

(4) 公衆衛生情報の解析提供

感染症情報を迅速かつ的確に収集・分析・解析し関係機関に提供している。

5 施設の概要

土地、建物の概要(平成17年3月31日現在) (単位: m²)

箇所	土地		建物
	現況地目	実測面積	実測延面積
庁舎	敷地	15,706	5,358
動物舎			148
エネルギー棟			384
合計		15,706	5,891

6 組織

(1) 組織図 (平成17年3月31日現在、括弧内は職員数)



(注) 技は技術職、事は事務職の略であり、GLはグループリーダーの略である。

(2) 担当業務内容 (平成17年3月31日現在)

総務企画グループ

- 1 庶務に関すること。
- 2 公衆衛生及び環境保全に係る企画調整に関すること。

調査研究グループ

- 1 公衆衛生及び環境保全に係わる重要課題の調査研究に関すること。

保健科学グループ

- 1 公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 2 食中毒、不明疾患等の発生事案に関すること。
- 3 感染症の疫学調査及び流行予測に関すること。
- 4 感染症情報センターに関すること。
- 5 食品衛生検査施設の業務管理基準に関すること。

環境科学グループ

- 1 大気汚染に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 2 河川、湖沼の汚染及び工場排水に係る試験検査及び調査研究に関すること。
- 3 廃棄物にかかる試験検査及び調査研究に関すること。

(3) 最近5カ年の職員数の推移 (各年度3月31日現在)

(単位：人)

職 種	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
研 究 職	36	35	34	43	26
行 政 職	6	4	6	5	4
技 労 職	1	1	1	1	0
嘱 託	6	6	3	2	1
臨 時 職 員	5	5	6	8	5
合 計	54	51	50	59	36

- (注) 1 平成15年度研究職43人のうち13人は、併置した食品安全検査センター所属であったが、平成16年度に分離独立したため、26人に減少している。
- 2 研究職のうち博士号資格保持者数は平成16年度4名である。

7 平成16年度の主な事業内容

(1) 特別研究事業(調査研究グループ)

平成14年度からの4テーマに新たに1テーマを追加し積極的に取り組んでいる。

呼吸器ウイルス(特にRSウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究【2,467千円】

化学発がん因子(アセトアルデヒド)、物理発がん因子(紫外線)による発がん機構及び種々サイトカインとがん性悪液質との相互関係の解明【2,518千円】

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)に関する環境動態研究【1,003千円】

群馬県平野部と山岳部における大気環境に関する総合研究()

- 粒子状およびガス状物質を中心に - 【896千円】

有機リン系農薬等による化学物質過敏症の病態解明に関する研究【1,116千円】

(2) 食中毒・不明疾患検査(保健科学グループ)

県内及び県外で発生した食中毒(有症苦情を含む)・不明疾患の原因物質(細菌、ウイルス等)検索を実施している。なお、衛生環境研究所は県内唯一の原因物質検査機関である。

平成16年度実施内容 検査事例 25 食中毒事例 県内 8

検査種別	検査件数
病原微生物分離培養	6,048
病原微生物同定	2,306
食品等の一般生菌数	202
食品等の大腸菌群数	202
薬剤感受性試験	84
パルスフィールドゲル電気泳動	16
ウイルス検査(凝集法)	226
(PCR法)	212
合計	9,296

(3) 山岳部における酸性霧実態調査(環境科学グループ)

「赤城山における酸性霧実態調査」

・調査地点：1(富士見村大字赤城山字赤城山1-2)

・実施内容

調査研究

山岳部における酸性霧調査

実施計画

赤城山で得られる霧水と粒子及びガス状物質について考察。

実施内容

4月から3月の調査で91回の霧発生を確認し、うち28回について霧水の分析が可能であった。PH値は2.96~5.92、平均は3.90であった。

8 試験研究について

(1) 平成16年度の主な試験研究課題 (全39課題)

(単位:千円)

	試験研究課題	担当部署	連 携	予 算
1	化学発がん因子(アセトアルデヒド)、物理発がん因子(紫外線)による発がん機構及び種々のサイトカインとがん性悪液質との相互関係の解明	調査研究G	学 官	2,518
2	呼吸器ウイルス(特にRSウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究	調査研究G	学 官	2,467
3	有機リン系農薬等による化学物質過敏症の病態解明に関する研究	調査研究G	産学官	1,116
4	群馬県平野部及び山岳部における大気環境に関する総合研究	調査研究G		896
5	高性能循環式オゾン水殺菌装置の開発に関する研究	調査研究G	産 官	2,000
6	微生物の集菌・殺菌技術の開発(電解ミストを含む)	調査研究G	産 官	1,000
7	炭素繊維電極及びオゾンを利用した水浄化装置に関する研究	調査研究G	産 官	7,000
8	コイヘルペス病に関する研究	調査研究G	官 官	(注)1
9	アユの冷水病に関する研究	調査研究G	官 官	(注)1
10	電解水によるレジオネラ寄生性自由生活世代アメーバの制御	保健科学G	産 官	1,000
11	家畜及び市販牛肉のカルバクター分離状況と分離菌の遺伝子学的解析	保健科学G	学 官	100
12	爬虫類のカルバクター分離状況と分離菌の遺伝子学的解析	保健科学G	学 官	150
13	腸内細菌の病院因子に関する研究	保健科学G		200
14	淡水貝(シジミ)に含まれるノロウイルスの疫学調査	保健科学G	官 官	500
15	内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)に関する環境動態研究	環境科学G	学 官	1,003
16	あふれる窒素	環境科学G	学 官	1,056
17	蘭炭を用いた生物脱臭装置の開発	環境科学G	産学官	317
18	フロン分解物利用の超省エネ型アスベスト融解装置の開発	環境科学G	産学官	368
19	多々良沼の汚濁機構に関する研究	環境科学G		300
20	山岳地水場の水質調査	環境科学G	(注)2	19

(注)1 群馬県水産試験場の予算で研究実施(衛生環境研究所には予算配布なく、薬品等現物を受領)

2 群馬県山岳連盟(試料採取)との共同研究

(2) 最近の主な研究成果(平成16年度)

実用化できた研究成果数... 1件

広 報

- ・ 衛生環境研究所年報 400部 発行
- ・ 感染症発生動向調査報告書 500部 発行
- ・ 感染症情報、花粉情報を随時発信

科学物質過敏症シンポジウム ... 1回開催

衛生環境研究所業績発表会	... 1 回開催
研究等の発表事項	33件
・ 学会等発表	12件
・ 専門誌等発表	19件
・ 報道発表	2 件
特許の状況・数（平成16年度）	
・ 平成16年度末特許出願中件数	2 件

9 収入・支出の状況

(1) 最近5年間の決算の状況

最近5年間の決算(注)1の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

節 区 分		平 12 年度	平 13 年度	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度	備 考
収 入	使用料（行政財産）	51	51	23	23	73	
	検 査 手 数 料	2,829	1,905	1,522	1,189	86	
	国 庫 補 助 金	28,391	12,318	12,052	11,510	13,914	
	受 託 事 業 収 入				1,500	4,467	(注) 2
	雑入（雇用保険料他）	74	147	220	237	206	
	合 計	31,345	14,422	13,818	14,461	18,747	
支 出	報 酬	5,826	5,627	5,713	2,928	1,222	嘱託報酬
	給 料	201,893	196,644	194,835	226,268	139,187	職員給料
	職 員 手 当 等	111,820	110,946	104,238	117,914	77,522	期末勤勉手当他
	共 済 費	64,270	61,757	60,707	68,404	41,782	共済費負担金
	賃 金	5,503	4,643	5,435	6,821	3,525	臨時職員賃金
	報 償 費	2,116	618	1,696	771	568	嘱託賞与等
	旅 費	4,570	4,951	4,469	3,992	2,244	会議・研修会・学会等
	交 際 費	12	5	10	10		
	需 用 費	86,497	91,412	88,884	91,365	66,447	(注) 3
	役 務 費	4,010	3,903	5,995	6,024	4,465	
	委 託 料	42,018	48,332	46,335	33,104	33,255	(注) 4
	使用料・賃借料	8,854	7,632	7,786	8,465	8,735	
	工 事 請 負 費	2,029		9,741	10,320	346	
	備 品 購 入 費	8,423	22,688	13,489	152,937	4,869	(注) 5
	負担金・補助交付金	1,182	824	1,770	655	312	
	公 課 費	36	36	74	36	74	
合 計	549,064	560,023	551,184	730,019	384,562		
収支差額		517,719	545,601	537,366	715,558	365,815	

(注)1 本表は衛生環境研究所の決算に、関係課における衛生環境研究所に係る執行分を加える一方で、群馬県食品安全検査センターに係る収入・支出は減額している。

2 受託事業収入は民間からの研究依頼に係る収入で、平成15年度から積極的に取り組んでいる。

3 需用費は主に光熱水費及び試験研究用資材の購入代である。なお光熱水費は、電気、ガス、水道

の節減努力により平成12年度と平成16年度と比較すると約2,400万円の減少になっている。

- 4 委託料は、清掃、排水処理、電気保安管理、電話交換機保守及び機器保守点検等である。これも、節減努力により平成12年度と平成16年度と比較すると約876万円の減少になっている。
- 5 平成15年度備品購入費の内126,478千円は、食品安全検査センター開設に係る機器の取得である。また、人件費その他の支出項目も当該センターの開設に伴い平成15年度は多額になっている。

(2)支出額の内訳

最近3年間の支出額の明細は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

節 区 分		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人 件 費	報 酬	5,713		2,928		1,222	
	給 料	194,835		226,268		139,187	
	職 員 手 当 等	104,238		117,914		77,522	
	共 済 費	60,707		68,404		41,782	
	賃 金	5,435		6,821		3,525	
	小 計	370,929	67.3	422,336	57.8	263,241	68.4
運 営 費	報 償 費	1,463		365			
	旅 費	291		186		76	
	交 際 費	10		10			
	需 用 費	46,263		34,551		32,337	
	役 務 費	2,839		2,485		2,149	
	委 託 料	35,547		23,751		21,493	
	使 用 料 賃 料	1,273		1,286		1,557	
	工 事 請 負 費	9,741		10,320		346	
	備 品 購 入 費	475					
	負 担 金	37		25		25	
	公 課 費	74		36		74	
	小 計	98,018	17.7	73,019	10.0	58,062	15.1
試 験 研 究 費	報 償 費	232		406		568	
	旅 費	4,178		3,805		2,167	
	需 用 費	42,621		56,813		34,109	
	役 務 費	3,156		3,538		2,315	
	委 託 料	10,788		9,353		11,761	
	使 用 料 賃 料	6,512		7,178		7,178	
	備 品 購 入 費	13,013		152,937		4,869	
	負 担 金	1,733		630		287	
小 計	82,237	14.9	234,663	32.1	63,259	16.4	
合 計		551,184	100.0	730,019	100.0	384,562	100.0
備品購入費除く研究費		69,223	12.5	81,725	11.1	58,389	11.4
研 究 者 数		34 人		43 人		26 人	
研究者 1 人当たり研究費		2,035		1,900		2,245	

10 全国の同種都道府県立試験研究機関の状況

(平成16年度)

職員数が多い順

	機 関 名	職員数	研究 員数	研究 課題数	競争的資 金に係る 研究	平成 14～16 新規特許権 出願	
						有無	件数
1	東京都健康安全研究センター・環境科学研究所	563	267	168		無	
2	大阪府立公衆衛生研究所・環境情報センター	191	102	99	33	有	4
3	北海道立衛生研究所・環境科学研究センター	170	110	59	2	有	1
4	埼玉県衛生研究所・環境科学国際センター	166	120	70	18	有	2
5	神奈川県衛生研究所・環境科学センター	130	98	74	13	有	4
6	千葉県衛生研究所・環境研究センター	121	88	99	2	無	
7	愛知県衛生研究所・環境調査センター	113	89	18		有	1
8	兵庫県立健康環境科学研究センター	91	62	53		有	1
9	宮城県保健環境センター	83	76	23	2	無	
10	福岡県保健環境研究所	79	62	27	2	有	4
11	静岡県環境衛生科学研究所	78	61	22		有	4
12	福島県衛生研究所・環境センター	73	31	6		無	
13	富山県衛生研究所・環境科学センター	70	62	54	3	有	2
13	石川県保健環境センター	70	54	9	1	無	
15	山形県衛生研究所・環境科学研究センター	67	50	18		無	
15	愛媛県立衛生環境研究所	67	58	10		有	2
17	山口県環境保健研究センター	64	47	17		無	
18	長野県環境保全研究所	63	56	41		有	1
19	沖縄県衛生環境研究所	61	40	32	1	無	
20	新潟県保健環境科学研究所	57	45	22		無	
21	岡山県環境保健センター	56	36	13		有	1
22	京都府保健環境研究所	54	41	22	4	無	
23	秋田県衛生科学研究所・環境センター	53	35	20	5	有	1
23	鹿児島県環境保健センター	53	35	10		無	
25	岩手県環境保健研究センター	51	38	26	2	無	
25	奈良県保健環境研究センター	51	44	8	2	無	
27	広島県保健環境センター	50	38	13		有	1
27	大分県衛生環境研究センター	50	36	9		無	
29	栃木県保健環境センター	49	39	16	1	無	
30	群馬県衛生環境研究所	48(12)	38(12)	39	6	有	2
30	佐賀県衛生薬業センター・環境センター	48	36	4		無	
32	徳島県保健環境センター	47	29	15		無	
33	福井県衛生環境研究センター	45	36	12		無	

	機 関 名	職員数	研究員数	研究課題数	競争的資金に係る研究	平成14～16 新規特許権 出願	
						有無	件数
34	青森県環境保健センター	44	26	5	0	無	
34	三重県科学技術振興センター	44	33	20	1	有	5
34	高知県衛生研究所・環境研究センター	44	31	6		無	
37	熊本県保健環境科学研究所	42	31	14		無	
38	鳥取県衛生環境研究所	40	33	22		有	1
39	長崎県衛生公害研究所	39	31	12		有	4
40	岐阜県保健環境研究所	37	30	18		有	6
40	島根県保健環境科学研究所	37	28	23	6	有	3
42	和歌山県環境衛生研究センター	31	27	19		無	
43	山梨県衛生公害研究所	30	20	15		無	
44	宮崎県衛生環境研究所	29	26	25		無	

- (注) 1 衛生環境研究所と同種の都道府県立の研究所は62機関あり、本県のように「衛生研究所」に「環境研究所」が併設されている機関が32、単独の衛生研究所が15、単独の環境研究所が15機関である。
- 2 この62機関に職員数（嘱託及び臨時職員数を含む）、研究員数、研究予算額、研究課題数などの研究関連の項目について衛生環境研究所を通じて調査（メール照会）を行い、有効回答のあった57機関（香川県：未回答、滋賀県及び茨城県：環境研究所が未回答、のため3県は除外）を、併設している本県の衛生環境研究所との比較のため、便宜上、都道府県別に集計した。
- 3 他の都道府県立衛生研究所は、その業務に食品安全分野を含むため、この表においては便宜上群馬県食品安全検査センターの職員数（括弧内、内数）を加えて比較している。
- 4 研究テーマ数においては、10位である。これは、研究を重視し、少数の研究員で産学官連携などの時代を反映した役に立つ共同研究を中心に推進していることによるものと思われる。

11 衛生環境研究所の位置付けと特徴

以下は、衛生環境研究所からの聞き取りによるものである。

(1) 衛生環境研究所の位置付け

地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条第1項に基づき厚生労働大臣が作成する「基本指針」には、同条第2項中の第4号で地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項を記載することが規定されている。

この「基本指針」の第4号の二で、「地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として充実を図り、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を行うこと」と地方衛生研究所の業務を規定している。

また、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日付け厚生事務次官通知健政第26号）では、地方衛生研究所設置要綱を改め、設置目的として「地方衛生研究

所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする」とし、また調査研究、試験検査業務の列挙の中で、環境保健や生活環境施設に関する調査研究や水・空気・廃棄物・温泉・放射能に関する試験検査などの環境分野についても包含したものになっている。

これら法の規定や国の公衆衛生行政の方針等に基づいて、前述のように、群馬県行政組織規則で専門機関としての衛生環境研究所の設置及びその業務内容等を規定している。

(2) 衛生環境研究所の特徴

上記のように、衛生環境研究所は、県民が健康で安心して暮らせるように、保健・環境対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進等を図るための県で唯一の科学的かつ技術的中核機関として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携のもとに、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を実施するという役割を担っている機関ということになる。

12 国・都道府県・大学・民間等との役割分担

衛生・環境系の試験研究機関には、国・都道府県・大学が設置したものがあるが、以下の特徴がある。

機関の種類・名称	機関の内容	衛生環境研究所の特徴
国立研究機関 ・ 国立感染症研究所 ・ 国立環境研究所	感染症の学術的な研究（厚生労働省） 環境に関する学術的な研究（環境省）	地方の専門機関として地域に密着した調査・研究を主とする
他都道府県の公設試験研究機関 衛生研究所（47 機関）（地方衛生研究所設置要綱に基づく） ・ 環境研究所（15 機関）	公衆衛生・生活環境の向上を図るため設置（厚生労働省）	
県内教育機関 ・ 群馬大学（医学部・工学部） ・ 前橋工科大学 ・ 群馬工業高等専門学校	基礎研究・情報科学等	実践的な研究・情報科学の応用（実用的システム等）・実用化を目指した研究

実地監査年月日

【予備調査】平成 17 年 7 月 7 日

【本監査】平成 17 年 9 月 13 日、14 日、16 日

監査結果

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(監査の視点) 入札及び随意契約制度は関係法規に従い有効かつ適切に運用されているか**平均落札率等の概要**

衛生環境研究所の指名競争入札における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指名競争入札	件 数	6 件	22 件	4 件
	平均落札率	94.9%	94.0%	98.3%

衛生環境研究所の 50 万円以上の随意契約における契約価格の予定価格に対する平均的な割合（以下「平均契約率」という。）は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
随 意 契 約	件 数	36 件	44 件	23 件
	平均契約率	97.9%	98.2%	98.4%
うち一者見積	件 数	24 件	23 件	15 件
	平均契約率	98.4%	98.6%	99.2%

監査結果 指摘事項**1 試験検査器具類洗浄業務委託について**

試験検査器具類洗浄業務委託は業務委託契約の形態ではあるが、契約先・業務内容・対価などを総合検討すると、臨時職員賃金として取り扱うべきものと認められる。

（現状及び問題点）

試験検査器具類洗浄業務委託は平成 14 年度契約先 3 個人、平成 15 年度 2 個人、平成 16 年度 1 個人と縮小されてきた。契約先が個人であり、研究所内で従事し、契約額の計算は一般臨時職員（2 種）の 1 日単価に勤務予定日数を掛けている。就業状況から判断して、臨時職員として雇い上げ、その賃金で支出すべきものであるが、業務委託として事務を処理している。

（改善策）

臨時職員として雇い上げ、その賃金として適正に処理すべきである。

2 契約書の作成洩れ又は発注請書の入手洩れについて

- (1) 随意契約中に契約額 100 万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも入手していない事例があった。
- (2) 変更増加額が 150 万円以上となるにもかかわらず、請書で済ませて変更契約書が作成されていない事例があった。

(現状及び問題点)

- (1) 平成 14 年度の超低温フリーザー購入、平成 15 年度の液体クロマトグラフ質量分析装置修繕及び平成 16 年度の高周波誘導結合プラズマ質量分析装置点検業務委託については、契約金額が 100 万円以上にもかかわらず、契約書・請書とも省略されていた。
- (2) 平成 16 年度の特設実験室空調設備保守点検業務委託では、当初契約に対する変更増加金額が 150 万円以上にもかかわらず、変更契約書が作成されず請書のみで済ませていた。

(改善策)

県財務規則第 191 条第 3 項により、契約金額 100 万円以上については、少なくとも請書を徴すべきである。また、同条第 1 項 8 号は変更契約の場合にも適用されることを確認すべきである。

3 指名競争入札不調による随意契約移行時の業者選定について

競争入札不調により随意契約とする場合に最低価格での応札業者 1 者のみから見積書を徴している事例が散見された。

(現状及び問題点)

平成 15 年度の超音波洗浄機他 8 品購入、平成 16 年度の庁舎清掃業務委託、空調設備保守点検業務委託では指名競争入札が不調につき随意契約へ移行したが、いずれも最低価格での応札者 1 者のみから見積書を徴しており、3 者以上の見積合せが行われていない。

(改善策)

競争入札不調につき随意契約とする場合、最低価格の 1 者に限定する必然性はない。あらためて原則どおり 3 者以上の見積合せとすべきである。

意見

4 指名競争入札における指名人の固定化について

毎年度指名競争入札に付される庁舎清掃、空調設備保守点検などでは指名人が固定されているとともに、落札業者も固定されている。

(現状及び問題点)

庁舎清掃業務委託では平成 14 年度、平成 15 年度は同一の 6 者が指名され、平成 16 年度

は1者の入れ替えがあった。空調設備保守点検業務委託では3ヵ年とも同一の5者が指名されている。特殊実験室空調設備保守点検業務委託でも平成14年度、平成15年度は同一の5者が指名され、平成16年度は事業停止の1者に代わり新メンバーが指名された。

指名人の範囲が毎年固定されている中で、落札業者も1者が継続している。競争入札の効果が得られているのか疑問である。

(改善策)

毎年継続する業務委託については指名人の範囲を見直すためにも、定期的に一般競争入札を検討されたい。

5 検査機器等購入審査委員会等の活用不足について

機種選定に関する検査機器等購入審査委員会は平成12年2月から、また、指名業者選定委員会は平成15年2月から導入されたが、設置要領どおりには運営されていない。

(現状及び問題点)

平成12年12月から施行された「検査機器等購入審査委員会設置要領」では、購入に適正を期するため、予定価格が160万円を越える検査機器備品等の機種選定を協議することとしている。また平成15年2月に施行された「指名業者選定委員会設置要領」では、指名競争入札・随意契約に付すべきものについて、業者を厳正かつ公正に選定するため特に随意契約とできる限度額を超える予定価格のものについて協議することとしている。

平成15年7月8日に開催された両委員会では160万円を超えても対象機種を選定し、その同等品を含め入札に付す場合は審査委員会の協議を不要と決議している。

また、委員会で選定された業者でない業者が入札執行何では指名人とされている事例もあるなど、委員会が形骸化している。

(改善策)

両委員会の適正な運営及び議事録の作成につき改善されたい。特に議事録には業者の選定結果を明記するべきである。

6 空調設備保守点検業務委託における大幅な変更増額について

指名競争入札による落札金額に対して増加金額が50%以上の変更契約があった。

(現状及び問題点)

平成16年度の特設実験室空調設備保守点検業務委託では当初の仕様に含まれていないフィルター交換等の必要性が生じたとの理由で、当初契約額4,200千円のところ2,231千円も変更増額している。

変更契約の起案説明では変更の前提条件である風量測定結果、フィルター目詰まり等について事実確認した状況が明確でない。業者の作業報告書等にも記載が無く、口頭説明程度で承認したものと思われる。変更額の見積価格についても検証した状況が確認できない。

(改善策)

場合によっては点検の結果、当初仕様書にない作業項目が必要となることは考えられる。

しかし、このケースでは変更の必要性を示す資料に乏しいほか、変更額の妥当性も確認できない。当初の指名競争入札の効果が薄れたとも考えられる。

必要性について検討のうえ、あらためて指名競争入札に付すべきであったと思われる。

7 売買契約書における目的物品の記載について(共通)

入札時の仕様書上、機種特定されていないにもかかわらず、契約書上もそのまま「仕様書のとおり」とされている事例が散見された。

(現状及び問題点)

平成15年度のゲル浸透クロマトグラフ一式購入、液体クロマトグラフ質量分析装置一式購入、放射能分析測定装置一式購入では入札時の仕様書では機種特定されていないが、契約書に添付された仕様書も同じものであった。契約先が決定されれば機種も特定される状況にあるにもかかわらず、目的物品が明示されていない。

(改善策)

落札業者への確認により、納品予定の機種を特定のうえ契約書又は添付の仕様書にその特定機種を明示すべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-14頁)

8 随意契約における見積書徴求業者の選定について

随意契約による消耗品の購入について、見積書の徴求業者が偏っている傾向がある。

(現状及び問題点)

衛生環境研究所では、随意契約により物品の購入をする場合について、県財務規則第190条による3者以上の見積り合わせを実施しているが、消耗品の購入について見積書を徴する者が偏っているものと思われる。

また見積り合わせをする場合、全てのケースで3者からの見積り合わせであり、一般的に取扱い業者が多いと思われるものについては3者以上から見積書を取り寄せることも検討すべきものと思われる。

(改善策)

随意契約により物品の購入をする場合についても、競争原理が十分機能するように留意すべきである。

(監査の視点)施設設備及び備品の管理は関係法規に従い適切に行われているか**施設設備及び備品の概要**

(平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位: 千円)

箇所	土地	建物	重要物品(注2.3)		
	取得価額	取得価額	管理担当	数量	取得価額
研究所本棟	508,850 (注1)	2,282,664 (注1)	総務企画G	10	21,813
			環境科学G	71	282,393
			保健科学G	62	179,715
			調査研究G	4	62,373
動物舎		53,214			
エネルギー棟		80,787			
合計	508,850	2,416,665		147	546,296

土地、建物、重要物品総合計金額 = 3,471,811千円

(注) 1 研究所本棟は4階建であり、1階と3階及び4階を衛生環境研究所が使用し、2階を食品安全検査センターが使用している。土地はすべて記載しているが、建物については食品安全検査センターが使用している2階部分(取得価額654,353千円:面積按分)を除いて記載している。

- 2 重要物品は1点100万円以上の備品である。
- 3 重要物品はそれぞれのグループが主として業務を実施する建物に帰属させて記載している。
- 4 上記のうち、耐用年数経過済のものは以下のとおりである。

区分	数量	取得価額
建物		該当なし
重要物品	115件	413,279千円
合計	115件	413,279千円

監査結果 指摘事項**9 備品の現品確認について(共通)**

備品の現品確認は県財務規則第231条でも規定されており、規定に従い実施すべきである。

(現状及び問題点)

県財務規則第231条は、「物品管理者は、毎年8月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。このことについて質問したところ、現在、定期的な現品確認は実施していないとのことであった。

監査人がサンプルで現品確認をしたところ、以下のステッカーの添付されていない備品が検出された。

	品名	設置場所等	取得年度等	備考
1	高性能分離用超遠心装置	調査研究実験室 2	平成 11 年度	299 号 - 3
2	冷蔵庫	同上	昭和 63 年度	団体借用
3	全自動冷却高速遠心機	科学機器室	昭和 55 年度	S 55 年 12 号
4	ウルトラマイクローム	電子顕微鏡室	不明	HITACHI
5	クリティカルポイントドライヤー	同上	不明	
6	ミューカー	機器分析室	不明	ステッカーなし 台帳への記載なし
7	シアン蒸留装置 2 台スギヤマギケン	同上	不明	
8	臭気濃縮装置	同上	平成 11 年度	

(改善策)

備品の現品確認は県財務規則第 231 条でも規定されており、規定に従い毎年 8 月中に実施すべきである。備品の現品確認は現物確認のほか、備品の利用状況や稼働状況、整備状況等も確認する重要な事務手続きである。

また、試験研究機関における機器や備品は特殊性が高いため、研究機関の間で貸し借りすることも多く想定されるので、貸借関係にある備品等を把握し、必要な手続を整備しておくことも重要である。備品の現品確認を実施するに当たっては、その時期、方法、手続、実施期間の備品の取扱い、報告方法等事前の説明を十分に行う必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

10 必要がなくなった物品について(共通)

必要がなくなった物品を保管しておくことは管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになるので、使用可能性も検討した上で不用の決議を行う必要がある。

(現状及び問題点)

県財務規則は第 226 条第 1 項で「必要がなくなった物品について供用、貸付け、交換、譲与、分類換又は管理換により適切な処理をすることができないときは、不用の決定をすることができる」と規定し、第 231 条では「物品管理者は、毎年 8 月中に、物品について記録してある数量と現物を照合し、確認するとともに、必要がなくなった物品については、管理換又は不用の決議をしなければならない」と規定している。

取得価額 100 万円以上の重要物品について、下記のとおり過去 3 年間に 51,203 千円の不用・廃棄決定をしている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	合計
件数	3 件	11 件	1 件	15 件
取得価額	8,550 千円	40,793 千円	1,860 千円	51,203 千円

監査人が現品確認をした際に、以下の不稼働物品が発見された。これらについては不用の決議がなされておらず、備品管理台帳に登載されている。

管理グループ名	使用不能		使用可能(注)		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
環境科学グループ	6	14,152 千円	0	0 千円	6	14,152 千円
保健科学グループ	2	5,973 千円	0	0 千円	2	5,973 千円
合計	8	20,125 千円	0	0 千円	8	20,125 千円

(注)過去に長期間保有し、役割を終了(例:研究の終了)したため、使用機会は無いが、使用可能であるため当分保有するもの。

不稼働物品は本来であれば使用不能な状態になった段階で不用決定すべきものである。これらは、毎年限られた予算の中で不用物品の廃棄費用捻出が困難であるため、その実施が見送られてきたことがその主な原因であると思われる。しかし、利用されないまま試験研究機関で保有されていることは、保管コストの面、あるいは研究スペースの有効利用の面で問題があり、早急の対応が必要である。

(改善策)

必要がなくなった物品については県財務規則第 231 条により速やかに不用の決議を行う必要がある。また、廃棄費用の発生が見込まれるが早期に処分することを検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 16 頁)

意見

11 機器利用状況の把握について(共通)

機器類の利用頻度を高めるために稼働実績データは必要であり、記録をとるよう改善されたい。また、著しく使用頻度の低い機器については、今後の利用状況も検討した上で廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。

(現状及び問題点)

重要物品のうち投資金額上位 20 点について年間の利用状況を聞き取り調査したところ以下のとおりであった。
(単位:台数、千円)

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数		利用率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用簿	備考
				A	B					
1	質量分析装置	H 2 / 2	45,999	54	243	22%	54	0	×	
2	電子顕微鏡装置	H10/ 2	37,695	35	243	14%	30	5	×	
3	蛍光フローサイトメーター装置一式	H11/ 3	22,575	73	243	30%	63	10	×	
4	ガスクロマトグラフ質量分析計	H 6 /12	21,527	45	243	18%	45	0		
5	高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	H11/ 3	19,192	83	243	34%	83	0		
6	レーザー共焦点顕微鏡	H15/12	18,879	74	243	30%	44	30	×	

	備品名称	取得年月	取得価額	使用日数		利用率 A/B	内部 利用 日数	外部 利用 日数	使用 簿	備考
				A	B					
7	高性能分離用超遠心装置	H11/3	14,301	10	243	4%	10	0	×	
8	GE半導体核種分析機器	H2/12	14,094	42	243	17%	42	0		
9	多標識測定カウンター装置	H9/12	9,486	12	243	4%	10	2	×	
10	原子吸光光度計	H9/1	8,499	9	243	3%	9	0	×	1
11	蛍光マイクロビーズアレイ測定装置	H14/11	8,137	40	243	16%	30	10	×	
12	小型核酸分離用超遠心機	H11/3	7,234	10	243	4%	10	0	×	
13	高周波誘導結合プラズマ元素モニター	H11/3	7,172	20	243	8%	20	0		
14	自動霧捕集装置	H10/8	7,077	210	243	86%	210	0	連続	
15	GC-MSライブラリー	H9/1	7,000	54	243	22%	54	0	×	2
16	有機微量元素分析装置	H11/3	6,594	15	243	6%	15	0	×	
17	高速液体クロマトグラフ	H11/10	6,426	250	243	100%	250	0		
18	全有機体炭素計	H11/1	5,880	60	243	24%	60	0	×	
19	ガスクロマトグラフ	H10/1	5,407	15	243	6%	15	0		
20	大気中オゾン等測定装置一式	H11/3	5,145	365	365	100%	365	0	連続	

注1 年間日数は勤務日数とする。

2 使用簿の区分は以下のとおり

...あり ×...ないので聞き取りにより推計したもの

3 極端に利用率の低いものの理由は次のとおり。

1 利用が少ないのは他の装置を取得したためそちらの装置で効率よく分析できるようになったことによる。

2 質量分析装置A X505Wのシステムおよびライブラリーである。

利用率に注目してみると、連続して利用しているものが2点あるほか、80%を超えているものが1点あるが、10%以下のものが7点もある。試験研究機関は生産工場と異なり一つの機器を連続して使用するというのではなく、テーマ・目的に従った利用になる、という性格のため使用頻度が少ないとしても、著しく使用頻度の低い機器が多く見受けられることは問題である。

また、機器類の稼動状況は記録されておらず、どの程度活用されているのか明確でない。

(改善策)

(1) 著しく使用頻度の低い機器類については、今後の利用状況も検討した上で活用、または廃棄するか否か決定し、しかるべき手続を取る必要がある。例えば インターネットで転売先を募集する、 県8試験研究機関で機器類のデータベース化が行われているので、共通利用、貸し出し、転売等の情報収集をする等が考えられる。

また、機器類の導入に関しては投資対効果を検討し、優先順位の高い課題・目的に応じて導入を行うべきである。

(2) 機器類の稼働実績データはその活用によって、次期更新の基礎データになる、機器類の効率化のための改善のきっかけになる(原因分析ツールとして)、不用資産発見のきっかけになる等に役立つと思われるので、記録しておく必要がある。

現在の科学技術の飛躍的な発展を考えると、最先端機器も5年もすれば陳腐化する状況であり、限られた研究資源を有効に使用するためにも欠くことのできない管理ツールであると思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 17 頁)

12 他機関からの預かり資産について(共通)

他機関からの預かり資産については、明確な峻別管理が必要である。

(現状及び問題点)

重要物品の現品確認をしたところ、衛生環境研究所の所有物でない以下の物品が散見された。これらは他機関からの預かり資産ということであった。

機器名等	台数	取得価額等	相手先等	預かり書等
ヤマトクリーンシステム 電解水精製装置	1	不明	民間企業	なし(共同研究)
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1	14,700 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
ポストカラム反応装置付高速液体クロマトグラフ	1	9,849 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
日立三次元クロマトシステム一式	1	4,635 千円	食品安全検査センター	なし(共用)
クロマトグラフ等	20	35,675 千円	食品安全検査センター	なし(共用)

上記の中には、共同研究のため相手先機関が持ち込んだものもあるが、大半は、食品安全検査センターが平成 16 年 4 月に衛生環境研究所から独立した時に、これら備品も本来移動するべきであったが、スペース・排気設備・電源(200V)の関係から衛生環境研究所(3F)に置かなければならなかった経緯があるとのことである。

(改善策)

機器等は効率的に運用するとともに、他機関から預かりがある場合には県の所有物と明確に区分するため、「物品預り証」(平成 13 年 3 月群馬県出納局発行「会計事務の手引」191 頁参照)を発行し管理する必要がある。また、一覧表を作成して管理する必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 18 頁)

13 火災共済付保状況について(共通)

火災共済保険については、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかとと思われる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 19 頁)

14 薬品等の管理状況について(共通)

毒物・劇物に指定されている多くの薬品を業務上取り扱っていることから、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

(現状及び問題点)

衛生環境研究所は、試験や検査に使用するため、薬事法(昭和35年8月10日法律第145号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号、以下「毒劇法」という)により、適正使用と管理が求められている薬品等を保持している。

特に毒劇法については、薬品等による凶悪事件の発生があったことから、群馬県では「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月30日群馬県保健福祉部長通知)により群馬県庁各機関、国関係機関及び各市町村並びに民間関係団体等に毒物及び劇物の適正な保管管理等の周知徹底を指導している。

- 内 容：
- 保管場所を敷地境界線から離す。
 - 目の届く所に保管する。
 - 施錠する。
 - 毒劇物管理簿を備え、記録する。
 - 漏えい、流出を防止する。
 - 貯蔵する場所に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示をする。
 - 移動、運搬時には注意する、他である。

上記指導は民間関係団体も対象としており、県の機関である衛生環境研究所は、より一層、適切な保管管理等に努める必要がある。

なお、衛生環境研究所では、人体に危害を及ぼす恐れのある病原体を取り扱うため、「衛生環境研究所病原体等安全管理規程」を作成して取扱い基準を設けている。

しかしながら、毒物及び劇物について現品確認は定期的には実施しておらず、必要に応じて実施しているとのことであるが、最近実施した形跡はなかった。

(改善策)

より適切な管理がなされるよう、薬品管理簿の備え付け及び記録、定期的な現品確認の実施に努められたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-21頁)

(監査の視点) 利用者に適切な金額を負担させているか

意見

15 受託研究における受託料の積算について(共通)

受託研究の取扱いは「群馬県衛生環境研究所受託研究実施要綱」(平成15年4月1日施行)(以下「要綱」という。)により規定されているが、受託料の積算に関する規定がない。

(現状及び問題点)

「要綱」には受託料の積算に関する規定がない。受託料については、需用費と必要に応じて算定した旅費、役務費、負担金をそれぞれ積算して計上している。

(改善策)

受益者に実費等の応分の負担を求めるとともに委託者間の公平性を確保するという観点から、受託料の設定が恣意的にならないように積算の規定を設け、その規定に従って受託料の積算を行う必要がある。

また、規定されている方法が実態と乖離してしまった場合や、より適切に算定する方法が考えられる場合には、適時に規定を改定してより適切な料金設定をすることが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-22頁)

(監査の視点) 研究課題の設定、研究成果の評価及び開示が適切に行われる仕組みになっているか

課題設定・研究成果に関する評価等の現状

衛生環境研究所によれば以下のとおりである。

衛生環境研究所では開かれた研究、県民の需要に即応した研究を実施するため、研究・企画・評価委員会及び特別研究委員会（グループリーダー以上による所内の協議組織）により、新規課題の設定を行っている。また、重点研究課題（特別研究）については、研究評価委員会（外部委員による委員会）による中間評価、事後評価を受けている。

(1) 特別研究

特別研究は研究所が扱う研究分野のうち、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題を研究課題とし、他の研究機関との連携を図りながら実施しているものである。

新規課題選定

研究員は、研究開始年度当初に、研究計画書を作成し、所長に提出する。所長は、所内委員会である「特別研究委員会」で協議のうえ、採否を決定し、その結果を研究員に通知する。

評価基準については、保健衛生、医療、環境保全の視点から関連性、重要性、可能性があるか、問題解決の視点から緊急性があるか、県が実施する研究として必要性、戦略性があるか等について検討を加える。

継続課題の中間評価

中間評価は特別研究のうち研究が2年以上にわたり、研究期間が終了していないものが対象となる。外部委員による評価基準については、研究の達成度はどうか、研究の設計、手法が社会情勢の変化に対応しているか、研究の管理は妥当か、研究の成果の見通しはどうか等について検討を加える。

終了課題に対する事後評価

研究評価委員会では外部委員による評価がなされる。評価基準については、研究の達成度はどうか、期待される成果が得られたか、社会情勢の変化に対応しているか、研究管理、研究体制、研究組織は妥当か等について検討を加える。

(2) 一般研究

一般研究は研究員が扱う研究のうち、特別研究として採択された研究以外の研究である。

新規課題選定

研究員は、研究開始年度当初に、研究計画書を作成し、所長に提出する。所長は、所内委員会である「研究・企画・評価委員会」で協議のうえ、採否を決定し、その結果を研究員に通知する。なお、継続研究課題についても新規課題と同様に審査する。

研究結果の報告

研究員は、当該年度の研究成果をまとめた報告書を提出する。研究員は、原則として研究課題に係る論文を作成し、所年報又は学術雑誌等に公表する。

監査結果 指摘事項・意見

なし。

(監査の視点) 試験研究機関の運営は設置目的に沿って行われ、かつ効率的に運営されているか**意見****16 中長期計画について(共通)**

現時点では、中長期計画は策定されていない。衛生環境研究所の設置目的を達成するためにはある程度中長期的な基本方針や基本戦略が不可欠である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

17 外部資金の導入について(共通)

県財政は逼迫しており、今後も急速な回復が望めない状況下、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。

(現状及び問題点)

平成 14 年度から平成 16 年度までにおける研究用重要物品の購入は 7 点・38,775 千円である。財政難から研究用機器の購入や設備投資が制限される状況であり、今後もこの状況が継続することが予期される。これでは研究活動の活性化、高度化は難しいと思われる。

競争的資金を積極的に獲得することにより、少しでも多くの研究費を確保することが必要であるが、監査対象期間における外部資金の導入は、以下のとおりである。

年度	受託先	受託事業名	受託事業収入
平 14	なし		0 千円
平 15	A 食品	高性能循環式オゾン水殺菌装置による殺菌効果の評価に関する研究	1,000 千円
	B 電機	微生物の集菌・殺菌技術の開発	500 千円
平 16	A 食品	高性能循環式オゾン水殺菌装置の開発に関する研究	2,000 千円
	B 電機	微生物の集菌・殺菌技術の開発(電解ミストを含む)	1,000 千円
	C	電解水によるレジオネラ寄生性自由生活世代アミーバの制御	1,000 千円
	その他 2 件		467 千円
合計			5,967 千円

これらの研究は、現所長の方針で積極的に受託研究の獲得に取り組んだ成果ともいえるが、十分とはいえない。

(改善策)

県の財政難の折、公設試験研究機関の役割を踏まえて、研究事業費をできる限り補助金や委託費により賄うことが望まれる。研究事業を拡充するためには、国等の機関や民間との共同研究の導入によって、競争的資金の導入、補助金の獲得や受託収入の増加を積極的に図り、活性化を目指す必要がある。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 26 頁)

18 評議会(試験研究機関運営の諮問会)の必要性について(共通)

評議会(試験研究機関運営の諮問会)を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民の意見の重視等の効果が期待されるので検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 27 頁)

19 人事面の施策について(共通)

研究活動及び組織の活性化を図るため、または中長期的な研究の成果を挙げるためには、人事的にも様々な施策を採ることが必要であると思われる。

(現状及び問題点)

(1) 職員の在職年数等の状況は以下のとおりである。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

職種	人数	年齢(歳)	勤続年数			
			当场	他試験場	行政機関	計
研究職	26 人	44.6	7.7	0.2	11.3	19.2
行政職	4 人	47.3	2.5	0.0	22.0	24.5
平均		44.9	7.0	0.1	12.7	19.9

(注) 行政機関は主に保健所、県立病院の検査部門である。

(2) 新しい人事制度の主な取り組みは、以下のとおりである。

選考採用...適用職種が難しく、近年は事例なし。

任期付研究員(3年間)...平成 17 年度から 1 名初めて採用した。今後研究業務の活性化が期待できる。

(改善策)

以下の事項を検討されたい。

(1) 任期付研究員制度について

研究課題の内容により、数年間の任期付研究員制度の採用を積極的に検討されたい。

(2) 民間研究者活用について

地方公務員法の制約はあるが、民間の研究者等の活用も検討されたい。

(3) 業績連動型人事評価について

現状では研究員の給与は研究職給料表で計算され、業績評価に連動した処遇制度は採用されていない。ひとつの方法として成果と評価を処遇に反映させることにより研究活動の活性化につながると思われるので、現状の給与制度等を見直し、業績連動型給与の導入を検討することが望まれる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 28 頁)

20 研究職員の育成について(共通)

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすには、長期的に見て研究職員の研修制度の充実が必要である。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 29 頁)

21 試験研究における計画策定及び進捗管理について(共通)

研究の進捗管理がグループ内においては、コミュニケーションレベル中心で行われているケースが多く、文書化が進んでいない。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 31 頁)

22 試験研究に係る作業工数の把握及び分析について(共通)

試験研究にかかった作業工数の把握がされていないので、計画の策定、進捗管理、作業分析を行う仕組みの導入を検討されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 32 頁)

23 行政コスト計算書の活用について(共通)

衛生環境研究所の運営の効率性、経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義による全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書が作成され、活用されるべきである。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 33 頁)

行政コスト計算書

(単位：千円、%)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人にかかるコスト	392,120	51.8	446,698	55.9	285,491	56.6
人件費	370,929		422,336		263,241	
退職給付費用	21,190		24,361		22,250	
ものにかかるコスト	346,605	45.8	336,517	42.1	204,402	40.5
維持修繕費	118,659		120,985		82,882	
減価償却費	181,610		182,427		88,264	
委託費	46,335		33,104		33,255	
移転的なコスト	1,770	0.2	655	0.1	312	0.1
その他のコスト	15,511	2.0	14,854	1.9	14,189	2.8
公債費(利息支払)	15,412		14,755		14,096	
土地機会費用	99		99		93	
行政コスト総額	756,007	100.0	798,726	100.0	504,396	100.0

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
収入計	1,766		2,951		308	
行政コストの純額	754,241		795,775		504,087	
研究職員数(人)	34		43		26	
研究職員 1 人当たりコスト	22,183		18,506		19,387	
県民数(人)(注)	2,028,693		2,031,415		2,028,733	
県民 1 人当たりコスト(円)	371		391		248	

(注) 県民数は群馬県総務局統計課作成「基本統計・群馬県移動人口調査」による各年 4 月 1 日現在の数値である。

(参考) 行政コスト総額と機関現金支出額の差額 (単位：千円)

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
行政コスト総額	756,007	798,726	504,396
機関現金支出額	551,184	730,019	384,562
差 額	204,823	68,707	119,834

(注) 機関現金支出額は 2 - 8 頁の「最近 5 年間の決算の状況」に支出合計として記載した数値である。

衛生環境研究所の行政コスト総額は、平成 16 年度大幅に減少している。これは食品安全検査センターの分離に伴いコストが減少したことによる。

また、行政コスト総額と機関現金支出額との乖離は、6 千万円から 2 億円ほどある。これは主に、退職給付費用、減価償却費及び公債費(利息支払)である。平成 15 年度は食品安全検査センターの開設に伴い、多額の備品購入費が発生したことにより乖離は少ない。

(行政コスト計算書試算の前提条件)

<機関現金支出額の計算>

前掲の「収入・支出の状況」各科目支出額から工事請負費及び備品購入費をコスト対象外支出として除いた金額を計上した。科目の内容は次のとおりである。

科 目	含まれる項目
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金
物件費	原材料費
維持修繕費	人件費、委託費、備品購入費を除いた支出
移転的なコスト	負担金補助交付金

<その他発生経費の計算>

(1) 退職給付費用

各年度末における全職員の退職給与要支払額を算出し、各年度においてその負担額がいくら増加したかを計算することによって計上した。

(2) 減価償却費

建物については公有財産台帳を基に、備品は、各年度末現在に存在する重要物品(「物品の分類及び重要物品の指定」(昭和52年5月1日訓令乙第4号)による各種自動車及び取得価額100万円以上のもの)について計算した。

償却方法

定額法によって計算した。取得価額から残存価額10%を控除した金額を耐用年数で除して算出している。なお、取得年度の減価償却額は1年間の償却額の2分の1を計上し、償却期間終了のものは取得価額の5%まで減価償却を計算した。

耐用年数

「地方公営企業法施行規則」別表第2号(昭和27年総理府令第73号)を参考にした。

(3) 公債費(利息支払)

衛生環境研究所の施設の建設にあたって発行した県債に係る金利は各年度の支払金利を調査して計上している。

(4) 土地機会費用

県有土地を他の用途に運用したらいくらの運用益が見込まれるかという観点で機会コストを計上している。計算は各年度における土地の評価額に1年定期預金の全国平均利率0.032%(日本銀行発表「金融市況」の平成17年7月現在の利率による)を乗じた金額を計上した。

(5) 県庁管理費の計算

県庁(保健・福祉・食品局、出納局等)で発生する人事・経理面の支援費用等の県庁管理費、間接コストは考慮していない。

<収入額の計算>

収入額は、前掲の「収入・支出の状況」収入額を計上した。なお、衛生環境研究所以外の所属で測定された収入額も調査の上計上している。また、国庫補助金は備品購入に対する補助のため除いてある。

2.4 研究課題別原価計算について(共通)

研究課題ごとに要するコストを把握し、研究の必要性や成果を評価するための情報として活用されたい。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 40 頁)

(研究課題別コストの試算)

衛生環境研究所の研究課題を任意に 1 課題選定し、提出された資料を基に研究課題別の行政コストを試算した結果は以下の通りである。

試験研究機関名		衛生環境研究所
研究テーマ		呼吸器ウイルス(特に R S ウイルス、インフルエンザウイルス)感染症の重症化の機序解明に関する研究
予算区分		県単独
研究期間		平成16年度
研究に従事した人数		8 人
当該研究のために取得した資産		なし
人件費	直接	9,611千円
	間接	303千円
経費	直接	2,468千円
	間接	326千円
減価償却費		403千円
支払利息		79千円
合 計		13,192千円
研究の目的		呼吸器ウイルス感染症(特に R S ウイルスおよびインフルエンザウイルスなど)の重症化の機序における、炎症性免疫細胞顆粒蛋白および炎症性サイトカインと気道上皮細胞との相互関係を解明することを目的とする。
研究の成果		呼吸器感染症における炎症性免疫細胞と種々のサイトカインとの相互関係を解明することにより、R S ウイルスおよびインフルエンザウイルス感染症などの重症化の機序が明らかになり、これにより重症化の予防に寄与することが期待される。

研究成果の公表手段	<p>特別研究外部評価委員会において成果を発表し、評価委員から評価を受ける。 欧米の英文雑誌に投稿・掲載する。 群馬県衛生環境研究所ホームページに概要を掲載する。 群馬県衛生環境研究所年報に掲載する。 群馬県衛生環境研究所業績発表会において成果を発表する。</p>
研究結果の普及状況	<p>県立病院との連携により、当該研究から得られた知見が実際の医療現場に生かされている。</p>

(研究課題別コスト試算の前提条件)

(1) 研究課題の直接人件費の算定について

衛生環境研究所では、研究課題別の研究時間の集計を実施していない。

そこで、研究者及び補助員が研究課題に従事した時間をあらためて調べたうえで、当該研究者の時間単価を掛け合わせて算出している。

研究員及び補助員の時間単価は、研究期間に係る年度ごとの人件費の総支給額と総勤務時間数から算出している。

退職コストについては、各年度に発生しているの見込まれる金額を算定して加味している。

(2) 研究課題に係る間接人件費の算定について

所長、副所長及び総務企画グループなどの管理部門にかかる人件費を間接人件費として研究課題に配賦することとした。

当該間接人件費については次のように研究課題の間接人件費として算定している。

- ・ 管理部門の人件費を集計、管理部門以外の人員の総勤務時間で割ったものを研究に係る勤務時間あたりの間接人件費とする。
- ・ 対象とした研究課題に従事した研究員の従事時間に勤務時間あたりの間接時間を掛け合わせたものを研究課題に係る間接人件費とした。
- ・ 退職コストについては、集計された間接部門の人件費の5%として加味している。

(3) 研究課題に係る直接経費の算定について

研究課題のために直接要した消耗品費等を直接経費とした。

(4) 研究課題に係る間接経費の算定について

支出のうち試験研究費以外の経費と減価償却費を間接経費とした。

間接経費については間接人件費と同様に勤務時間に基づいて配賦計算している。

2.5 県立8試験研究機関の連携強化について(共通)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立8試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(現状及び問題点)

県には8試験研究機関があり、機関毎に行政目的が異なる予算で運営され、別々に試験・研究を行っている。また、国、他県、大学、民間でも類似の研究を行っている。

その中で衛生環境研究所の各研究機関との連携関係は次のとおりである。

種 類	相手方	平 14 年度	平 15 年度	平 16 年度
共同研究	国・独立行政法人	1 件	4 件	4 件
	県立 8 試験研究機関			5 件
	他都道府県の公設試験研究機関	2 件	4 件	15 件
	民間		3 件	7 件
合 計		3 件	11 件	31 件

このように、年々件数が増加し、活性化していることがわかる。また、衛生環境研究所では調査研究グループを設置し、県専門機関及び産・学・官との共同研究の企画及び評価を図っていることは評価できる。ただし、衛生環境研究所の規模、研究分野の広さ等から考慮して十分とは言い難く、また、県立 8 試験研究機関との連携は十分ではないように思われるので、今後の検討が望まれる。

(改善策)

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。具体的な連携の例として次の項目を検討されたい。

(1) 重複分野の共同化

各機関で施設設備を視察した際の印象であるが、近年の科学技術の飛躍的發展に伴い、具体的な研究分野でも重複する部分かなり出てきていると思われる。例えば、バイオ技術、遺伝子工学及びナノテク等に関して、各機関で分野は異なるが共通的な研究課題やツールを見かけ、また試験研究用機器も電子顕微鏡等の同種のものが見られた。

そのような先端的かつ複数の機関が共通して扱う技術・課題に関しては、例えば各試験研究機関の横断的なプロジェクトチームを作って専門的な研究を行うとか、または、特定の機関に集約して担当させ、技術、人材を結集してより高度な研究に特化すること等により、研究分野の重複が避けられ、高額な試験研究用機器の投資も節減でき、結果として高い研究成果の期待ができるのではないかと思われるので、その可能性を検討されたい。

(2) 関連する分野の共同化

近年異業種分野の交流が活発化し、様々な分野で共同化が見られる。群馬県でも新政策課科学技術振興室の主導で 8 試験研究機関の連携強化に取り組み、徐々に実績が上がっており、具体的な研究成果も出始めている。衛生環境研究所でも現在連携の実績が徐々に成果を上げているところであるが、他の機関との情報交換等によってさらに積極的に取り組むことが望まれる。

(3) 各種情報の共有化

県立 8 試験研究機関の保有する情報は膨大なものがあり、その中には相互利用可能なものも相当数あると思われるが、現在は各機関の内部でのみ利用可能の状態である。

同じ県の試験研究機関なのであるから、情報は共有化し、有効に活用してもらいたい。取り組みの一例としては、県立8試験研究機関の連絡会（情報交換検討委員会）で試験研究用機器のデータベース化が完了し、相互利用が可能な状態になったことがあげられる。現在まだ利用は少ないが、機器購入予算がますます厳しくなり、緊縮予算が進行する中で貴重な研究資源を有効利用する意味から、今後相互利用の活発化が望まれる。

(4) 県立8試験研究機関間の人事交流の促進

異なった研究機関でもかなり共通している研究分野があり、県立8試験研究機関間の人事交流が可能と思われる。まったく異なる見地、経験から研究に取り組むことは研究の活性化、新機軸の開発等につながると思われるので、検討に値すると思われる。

（参照 各試験研究機関に共通する監査結果1-41頁）

2.6 衛生環境研究所の今後のあり方について(共通)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で衛生環境研究所の今後の運営は 効率性の追求、行政としての公正性、公平性の確保及び他の研究機関との連携強化が求められると思われる。

(現状及び課題)

衛生環境研究所に現状と課題について質問したところ、以下の回答を得た。

(1) 現状

衛生環境研究所は、平成11年4月、現在の地への移転を契機に、開かれた研究所として、県民が健康で安心して生活できるよう化学的試験や微生物検査等の実施の他、平成13年度より研究重視の姿勢を打出し、従来型の研究（一般研究）のほか、特に試験研究機関や医療機関との連携（共同研究）を推進するため、平成14年度に「特別研究」（公衆衛生、環境科学、医科学の重要課題に関する研究）制度を新設した。

そして更なる研究活性化を図るための方法として、研究ができる人材を育成するための博士号の取得支援、民間企業や大学等との産学官連携や県立病院の「中央研究所」としての研究医師の受入れ、平成16年8月には文部科学省の科学研究費補助金の機関指定（地方衛生研究所としては、全国で5番目）を取得するなど、研究への多角的な連携を指向してきている。

(2) 課題

近年、県民を取り巻く保健環境問題として、従前の問題に加え、新たにダイオキシン類や環境ホルモン、化学物質等による住民の生命や健康に甚大な影響を与える健康危機を始め、人口の高齢化や新興、再興感染症等に関する問題などがあり、その対応が急務とされているところである。

また、様々な開発と環境の変化が進み、オゾン層の破壊・酸性雨・温暖化等の地球環境問題も人類生存に関する大きな課題となっており、こうした広範囲で深刻化している保健環境問題に対して、県民の生活環境や生命の安全を守る地域の機関として、従来か

ら行ってきた試験検査・調査研究を更に高度化、特定化し、技術的・研究的な中核拠点としていく必要があり、より科学的に高い技術水準をもつ機関にしていかなければならない。

(3) 今後のあり方（研究の方向性）

政策提言する研究

平成14年度から特別研究制度をスタートし、15年度にはグループ制の導入に合わせ、調査研究グループを発足させるなど、従来の試験検査を中心とした業務運営から今後は、従来からの時代に即応した研究、成果を県民や社会に還元できる研究に加えて、その成果を基にして行政機関などに新たな政策の実施を提言できる研究を指向していくこととしている。

感染症等の健康危機管理

平成11年より衛生環境研究所内に「感染症情報センター」が設置され、感染症及び食中毒について、県内の患者情報及び病原体情報を収集・分析、結果等を国に報告するとともに、県内の関係機関にも提供・公開してきたが、世界規模の交流の拡大に伴う感染症の拡大の急速化、鳥インフルエンザなどの未知のウイルスに対する新たなリスクへの不安の拡大、感染症の原因物質の多様化など、感染症を取り巻く社会環境の変化に対応し、高度な専門的知見と迅速な対応を図り、感染症から県民を守る新たな仕組みとして、平成17年4月に「感染制御センター」を設置し、化学テロへの対応などを含めた総合的な健康への危機管理体制の構築が求められている。

水環境対策

河川の汚染対策としての東毛地域を中心にした汚濁機構の解明調査、湖沼では、尾瀬沼のCOD（化学的酸素要求量）超過原因の把握、また地下水中の硝酸性窒素等については、地域の状況に応じた有効な対策を講ずるための大間々扇状地をモデル地区とした汚染機構の解明調査等を実施するなど、汚染の削減への取り組みを行っているが、これらの取り組みは、局所的、部分的に汚染等の機構の解明を行うことを主眼としており、もっと大局的な見地から、どのように群馬の水環境を改善していくのかという、より提案的な、施策形成の拠り所となりうる調査研究として、本県の森林域を含む利根川水系の環境保全や地下水の総合的な汚染防止対策など、新たな対策のための調査研究への選択的特化を行っていくこととしている。

研究人材の確保と育成

県民、企業等に役立つ公設試験研究機関を標榜し、産学官連携事業や企業との共同研究や相談などにも積極的に取り組んでおり、これらの研究を支えるのは、研究員としての人材であることから、任期付き研究員の採用などによる外部からの優秀な研究員の確保や既存研究員の資質向上などを積極的に行っており、とりわけ、博士の学位取得は、対外的にも幅広い活躍の場を提供するものであることから、学位取得への支援を積極的に推進する。

因みに、平成17年3月末の博士号取得者は4名で、4月以降の大学院博士課程への通学者は3名である。

(4) 衛生環境研究所の基本運営方針

試験研究機関のあり方

先見性と重点化

研究は、仮説と検証であり、限られた人材、限られた予算の中で役に立つ研究を推進するため、先を読んだ研究の推進と研究の重点化を図る。

人材の育成

研究を支えるのは人材である、学位取得への支援（ステップ・アップ）などにより既存研究員の資質向上と外部からの優秀な研究員の確保を推進する。

連携の強化

県の試験研究機関間や衛生環境研究所内の横断的連携（調査研究グループの活性化、研究員相互のコミュニケーションの活性化）を促進するとともに、大学・県立病院・民間企業との連携を図り、社会的なニーズ・シーズの把握に努める。

実績の評価

衛生環境研究所独自の研究員自己目標設定・実績評価システムにより、プラス評価を重視し、研究意欲の向上を図る。

外部評価の活用

研究内容の充実、研究員の創造性や独創性の向上と開かれた研究体制の整備を促進することにより、行政ニーズの先取り及び研究活動の一層の活性化を図るため外部評価制度を活用する。

メッセージの発信

研究成果の学会発表、論文投稿、実績発表会の開催や様々な媒体の活用により、業務や研究内容の透明性を確保し、県民への説明責任を果たすとともに、より一層の連携を推進する。

研究の重視

特別研究制度の充実

研究の中心をなすのは、「特別研究」で、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題を研究テーマとし、他の研究機関や県立病院等との連携を図り、研究内容を充実させていく。

共同研究の推進

大学・県立病院・公設試験研究機関・民間企業との共同研究は、開かれた研究所として、またアップ・デートな社会的なニーズやシーズの把握にも有効であり、積極的に推進する。

政策提言する研究

水源県として、どのように群馬の水環境を改善していくのかなど、より提案的な、施策形成の拠り所となりうる調査研究への選択的特化を行っていく。

競争的資金の獲得

独立行政法人化を視野に、外部資金、とりわけ競争的資金の幅広い獲得に向けての研究所シーズ＝研究人材の育成、研究レベルの向上を図る。

ルーチン業務の効率化

業務の効率化

限られた人材、限られた予算を有効に活用し、県民の負託に応えるため、ルーチン業務を社会的な要請の変化に対応させた見直しや効率化をより一層促進する。

精度管理の徹底

試験検査及び研究の基は、データであり、その質の保証や確保に努める

TAXPAYER S MONEY

経費の節減

支出するお金は、納税者のものであるということを強く認識し、業務の効率化や電気・ガス・水道の節約などの経費の節減に努める。

役立つ研究の推進

自己満足の研究に陥ることなく、社会的な要請とのギャップが生じないよう、外部評価制度の活用や外部機関等との連携を強化し、公正さ、有用性の確保に努める。

健康健康危機管理

感染制御センターの機能強化

新たなリスクへの不安の拡大、感染症の原因物質の多様化など、感染症を取り巻く社会環境の変化に対応して設立する「感染制御センター」の充実強化に努める。

(問題点)

衛生環境研究所から得られた回答だが、今後のあり方と研究方向について、各々の射っているものと思う。

ただ、今回の包括外部監査の過程を通じて、それらの有益な研究を行うため、限られた研究資源を如何に効率的に運営し、県民の負託に応えていくかという視点が求められるように感じられた。

(改善策)

研究資源は限られたものであり、また、研究予算は厳しい経済事情及び県の財政状態を考慮すれば今後ますます削減されることが予想される。そのような状況の中で衛生環境研究所の今後の運営はどうあるべきか、という点についてはこれまで述べてきたことであるが、これを整理すると次のとおりである。

(1) 効率性の追求について

限られた研究資源を効率的に運用することが絶対的に求められる。そのためには、費用対効果を尺度として考えられるあらゆる手段に用いることが必要である。次の点につき留意されたい。

中長期計画による戦略的な運営を目指す。

競争的資金の獲得等による外部資金の導入によって研究の活性化を図る。

評議会（試験研究機関運営の諮問会）を設置し、運営管理に有識者や民間出身者の参加及び活用を図ることによって視野の拡大、効率的な運営の追求、幅広い県民

の意見の採用を目指す。

人事の活性化・流動化による研究業務の活性化を図る。

研究職員の育成のための方策を検討する。

研究計画の策定及び進捗管理を適切に行い、試験研究作業の効率性の向上を図る。

また、依頼試験や受託研究についても、案件ごとに要する工数の実績集計を行い、研究計画や実態分析を科学的に行う。工数集計についてはデータベース化を図り、更なる活用をすることが望まれる。

(2) 行政としての公正性、公平性の確保

衛生環境研究所は県の試験研究機関であり、県行政組織として公正性、公平性を確保するとともに県民の負託に応えるため、説明責任を充実していくことが必要となる。これまで以上に、県民に対するサービス提供の質、内容等の状況、財務の状況、効率化の努力等が説明されなければならない。その観点から以下につき検討されたい。

行政コスト計算書の作成及び活用を図り、県民にとっての研究資源がどのように使われているかを明確に開示する必要がある。

研究課題ごとの行政コスト計算も重要な要素である。各研究課題にどれだけの研究資源を投入し、どのような成果が得られたかを開示することによっていわゆる「費用対効果」の説明責任を果たすことになる。

(3) 他の研究機関との連携強化について

貴重な研究資源を最大限に活かす観点から、研究の重複を避け、県立 8 試験研究機関で連携できるものを積極的に模索して効率化を図ることが求められる。

(参照 各試験研究機関に共通する監査結果 1 - 43 頁)

